

4月1日(土)から

# コンビニで住民票が取得できます

マイナンバーカード(個人番号カード)を利用して、全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機(キオスク端末)で、住民票の写しと印鑑登録証明書が取得できる「コンビニ交付」が始まります。

☎ 住民保険課戸籍住民相談係  
34・2087

## コンビニ交付を利用するために必要なものは?

・マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書が搭載されているもの)

## コンビニ交付の利用方法

1. コンビニのマルチコピー機のメニュー画面の「行政サービス」を選択。
2. 「証明書交付サービス」を選択し、画面の指示に従って操作した後、所定の位置にマイナンバーカードをセット。
3. 次の2種類のうち①を選択し、利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)を入力後、マイナンバーカードを取り外す。(②は、現在対応していません)

①お住まいの市町村の証明書

②他市区町村の証明書

4. 必要とする証明書や部数などを選択し、交付手数料をお金の投入口に入金。
5. 証明書が印刷される。(証明書や領収書などの取り忘れにご注意ください)

※印刷には2~3分かかる場合がありますので、印刷が完了するまでその場を離れないでください。また、普通紙に印刷されますが、偽造や改ざんを防止する特殊な処理を施して印刷されます。

の) ※利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)の入力が必要  
・交付手数料  
暗証番号を忘れてしまったり、間違えたりしたらどうなりますか?  
暗証番号を3回間違えるとロック

がかかり、再設定が必要になります  
その場合は、本人がマイナンバーカードを持参のうえ、住民保険課で再設定の手続きをしてください。  
コンビニ交付手続きの際に気をつけることは?  
●コンビニ交付では、証明書が2枚

詳細は今月号の折込をご覧ください



マイナンバーキャラクター「マイナちゃん」

以上になった場合でも、ホッチキス留めはされません。2枚目以降の取り忘れにご注意ください。  
●誤って発行した証明書の返金や交換はできません。また、条例で手数料が免除となる人でもコンビニ交付の場合は手数料がかかります。  
免除を希望される場合は住民保険課の窓口で取得してください。

次に該当するものは発行できません、住民保険課へお越しください  
・氏名などの変更履歴の記載された住民票  
・2つ以上前の住所履歴の記載された住民票(現住所と前住所までは記載可)  
・転出予定者の印鑑登録証明書とその世帯の人の住民票  
・住民票コードの記載された住民票など

## マイナンバーカード 受付時間の延長・休日開庁

通知カードの受け取り、マイナンバーカード(個人番号カード)の交付・申請のため、受付時間の延長と休日開庁を実施します。

※上記以外の業務は行っていませんので、ご了承ください。

※窓口の混雑状況によっては、お時間をいただくことがあります。

### 受付時間の延長

4月12日(水)・26日(水) 午後7時まで

(マイナンバーカード交付の受付は午後6時30分まで)

### 休日開庁

4月23日(日) 午前10時~午後4時

※受け取り方法など詳しくは、マイナンバーカードの交付準備が整い次第送付している交付通知書(ハガキ)または町ホームページをご覧ください。

# 妊娠期から出産・子育ての相談や必要な手続きの窓口が一つに

助産師が常時窓口において「妊娠期から出産・産後の相談」をお受けします。「子育て期の相談」は保健師・保育士・発達相談員がお受けします。一人で悩まないでお気軽にご相談ください。

☎ 子育て世代包括支援センター（こども未来課） ☎ 33-9035

町役場 1階

子育て世代包括支援センター  
（こども未来課）で受付します

## 妊娠期から出産・産後の相談や手続き

妊娠中や出産後は大変なことや不安なこともたくさんあると思います。妊娠期から出産・産後のお母さん、ご家族のさまざまな相談に応じます。



例えばこんな時…

- 妊娠・出産に関すること
- 赤ちゃんを迎えるにあたって不安なこと
- つわりで思うように食べられない
- 産後身近に助けてくれる人がいない
- 母乳やミルクの量が足りているか不安
- 赤ちゃんが泣きやんでくれない
- 育児書やインターネットの情報が多すぎて何が正しいか迷うなど

### 手続き内容

- 母子健康手帳、妊婦健康診査補助券の交付
- 不妊治療費助成の申請
- 不妊相談
- 電話相談
- 乳児家庭全戸訪問

## 子育て期の相談や手続き

保育施設や子育て情報、子育ての悩みなどに関する相談に応じます。



例えばこんな時…

- 子どもを預けたい
- 子どもの発達が心配
- 何かやりにくい
- 子育てにしんどさを感じる など

### 手続き内容

- 保育園・幼稚園・一時預かりなどに関する相談や申し込み
- 学童保育の利用についての相談や申し込み
- 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当についての手続き
- 子育てに関する相談

妊娠前

妊娠期

出産

産後  
(おおむね6ヵ月)

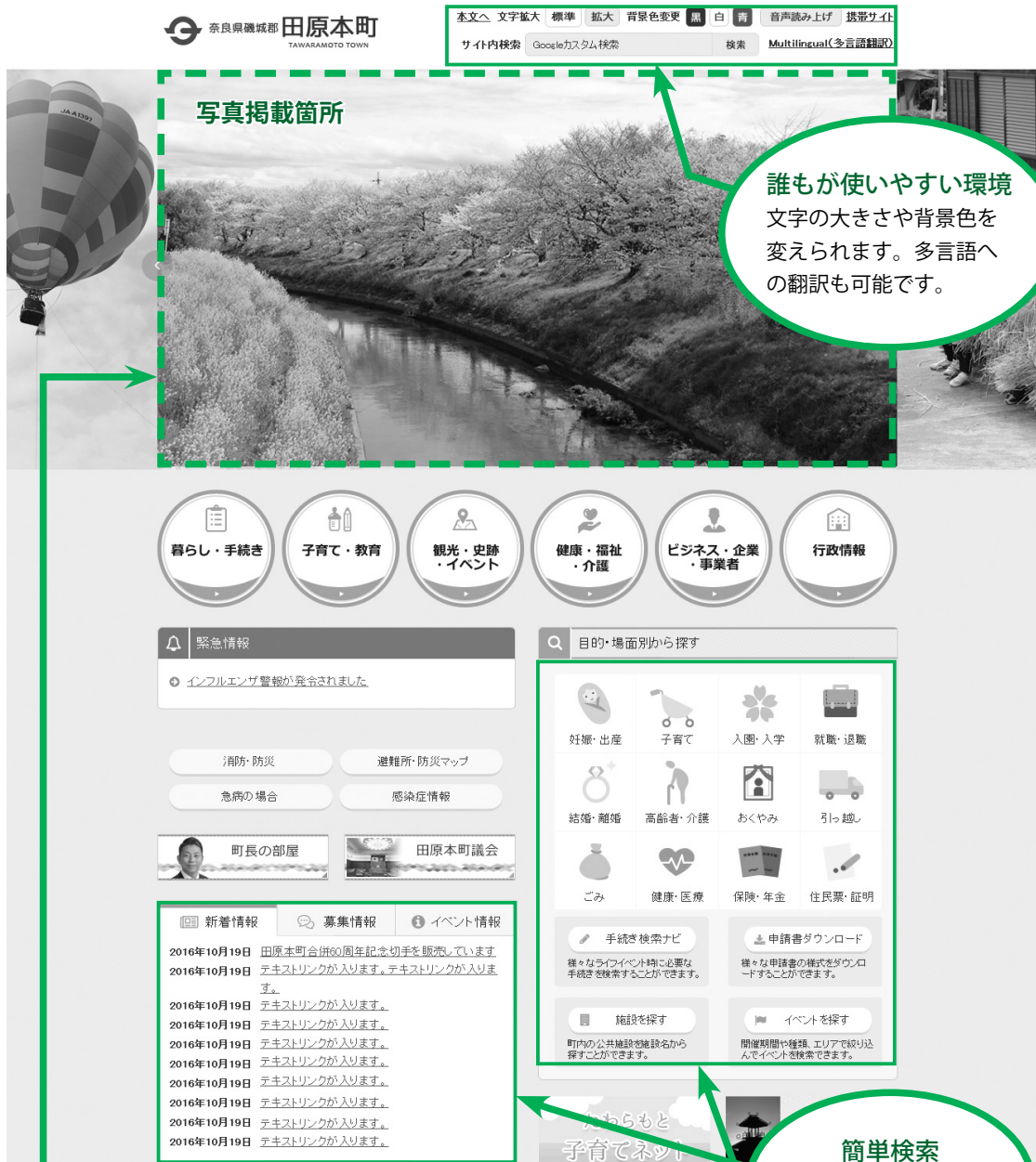
子育て期

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実施

見やすく、探しやすいくなって3月21日から公開

# 町ホームページをリニューアル

問 広報課情報発信係 ☎ 34・2069



## トップページに掲載する写真を募集します

四季折々の風景、お勧めの場所、街並み、伝統行事など、田原本町の魅力あふれる写真を募集します。お気に入りの一枚で町ホームページを飾りませんか。

**掲載場所・期間** 町ホームページのトップページ（上記点線箇所）に掲載します。6月から掲載を開始し、掲載期間は約3カ月です。なお、町の都合により掲載期間が前後することがあります。あらかじめご了承ください。

**応募点数** 1人につき月間3点まで

**応募方法など** 町ホームページ「写真掲載箇所のリンク」をご覧ください。

**URL** <http://www.town.tawaramoto.nara.jp/>

## スマートフォンサイトも開設

リニューアルに合わせて、スマートフォンサイトも開設しました。スマートフォンでの操作に適したボタンのサイズやページ幅など、小さな画面でも使いやすいものになっています。

スマートフォンでアクセスすると、自動的にスマートフォンサイトが表示されます。

